

パソコン、スマホ、タブレット なんでも個別相談会 (第1回)

日 5月24日(金) 午後1時～2時、2時15分～3時15分、3時30分～4時30分
市内在住の障害のある方と家族、支援者
各回2人(初参加優先。多数抽選) 費500円
相談したい機器※申込時に要申し出
詳細は社会福祉協議会参照
申込 4月8日(月)～5月16日(木)に直接または電話・FAXでドルチェ(総合福祉センター4階)
☎490-6675・FAX444-6606 (社会福祉協議会)



社会福祉協議会HP

認知症の方を介護する家族のための 介護者講座 (全7回)

日 ①5月29日(木)②6月5日(木)③19日(木)④26日(木)⑤7月3日(木)⑥10日(木)⑦17日(木)
午後1時30分～3時20分
文化会館たづくり10階
認知症の家族を介護している市民で自分の気持ちや生き方について振り返りたい方
北村世都(臨床心理士)
申し込み順12人 費無料
申込 4月8日(月)～5月2日(木)に電話で高齢者支援室
☎481-7150

高齢者訪問理美容サービス

市内在住・在宅の65歳以上で要介護3以上の方
理容師または美容師が自宅を訪問し調髪※年度内4回まで(10月以降の申請は2回まで) 費1回2000円

申請書(社会福祉協議会で配布、または社会福祉協議会から印刷可)と介護保険被保険者証の写しを〒182-0026小島町2-47-1社会福祉協議会
☎481-7693へ郵送または持参

福祉のおしごと入門講座

福祉人材育成センターHP



①重度訪問介護従業者養成研修基礎・追加課程(通学) 講義/5月18日(土)・19日(日)(全2日間)
実習/5月21日(火)および5月22日(水)～7月17日(水)のうち1日(全2日間)
②知的障がい者(児)ガイドヘルパー養成研修(通学)(全3回)
講義/6月1日(土)・2日(日) 演習/6月8日(土)
③共に
このころの健康支援センター
次の全てに該当する方①市内在住・在勤・在学②令和7年3月末時点で69歳以下③資格をいかして実働できるまたは希望する
④A15人B20人(選考)
費A2500円B2000円(受講料・テキスト代)。期日までに指定口座に振込。実習費用は実費
研修修了後、都指定の修了証明書を取得可能
申込 A4月10日(木)～25日(木)B4月8日(月)～5月8日(木)平日午前9時～午後4時30分に申込書(福祉人材育成センター、総合福祉センター、市民活動支援センターで配布、または福祉人材育成センターから印刷可)を福祉人材育成センター☎452-8180へ本人が持参
※健康保険証・運転免許証などで本人確認。市外在住の方は在勤・在学の確認ができる書類も提示
(社会福祉協議会)

暮らしの情報



税金・保険・年金

市民課・納税課の休日窓口

日 4月13日(土)・28日(日)、5月11日(土)
午前9時～午後1時
市民課(市役所2階・マイナンバーカード窓口(市役所1階101会議室)) ☎481-7041～3
納税課(市役所3階) ☎481-7214～20

令和6年度の評価・公課証明書発行開始日

評価証明書/4月1日
公課証明書/4月24日(木)
費1物件につき200円
本人確認書類※代理人や相続人の場合は、別途書類が必要
資産税課(市役所3階) ☎481-7205～9

新築住宅に対する固定資産税の軽減の終了

次の家屋の固定資産税は令和6年度から通常の税額となります。

対象の家屋	新築された日
一般の家屋	令和2年1月2日～令和3年1月1日
	3階建て以上の中高層耐火住宅(マンションなどを含む)
認定長期優良住宅に対する固定資産税減額の申告をした家屋	平成30年1月2日～平成31年1月1日
	3階建て以上の中高層耐火住宅(マンションなどを含む)

資産税課☎481-7208・9

令和6年度土地・家屋・償却資産の課税台帳の閲覧

市内に土地・家屋・償却資産を所有している方は、固定資産課税台帳のうち自己の資産を記載された部分(名寄帳)を閲覧できます。
費1名義につき200円※ただし縦覧期間(5月31日(金)まで)は令和6年度課税台帳に限り無料
本人確認書類
※代理人の場合は、委任状または代理人選任届が必要
資産税課(市役所3階) ☎481-7205～9

ごみ リサイクル

令和6年度生ごみ処理機等 購入費補助制度



市HP

家庭用の生ごみ処理機やコンポストなどを購入する方に、購入費の一部を補助します。
予算がなくなり次第終了。詳細はごみリサイクルカレンダーまたは市参照
ごみ対策課☎042-306-8781

東日本大震災による避難者に ごみ袋を無料で交付

東日本大震災で居住継続が困難となり、市内に居住することとなった世帯②原子力発電所の周辺で、放射能などの影響により居住継続が困難となり、市内に居住する世帯
ごみ対策課☎042-306-8781

令和6年度後期高齢者医療の保険料率決定

保険年金課☎481-7148

令和6年度後期高齢者医療保険料は前年の所得をもとに計算され、7月中旬に「後期高齢者医療保険料率決定通知書」を送ります。

保険料が公的年金などから特別徴収されている方は、原則2月に特別徴収した金額と同額を4・6・8月に仮徴収します。仮徴収額が変更になる場合は別途通知します。

	令和6・7年度	前年度比
均等割額	4万7300円	+900円
所得割率	9.67%	+0.18ポイント
賦課限度額	80万円	+14万円

後期高齢者医療保険料の決め方

均等割額(被保険者1人当たり4万7300円)
+
所得割額
(賦課のもととなる所得額×所得割率9.67%)
||
年間の保険料額
(限度額80万円※100円未満切り捨て)

※賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額などの合計から基礎控除額を控除した額
※令和6年度の所得割率は緩和措置により、賦課のもととなる所得が58万円以下の場合8.78%(令和7年度からは全被保険者が9.67%)
※以下の場合、令和6年度に限り賦課限度額が73万円①昭和24年3月31日以前生まれの方②障害の認定を受けていて、被保険者の資格を有している方(令和6年4月1日以降で、75歳になった後に障害認定を受けた後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有しなくなった場合を除く)

後期高齢者医療保険料の軽減

所得の低い方の保険料を軽減します。軽減の適用には所得の申告が必要となる場合があります。

①均等割額の軽減

同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」で算定※世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象。判定は当該年度の4月1日(年度の途中に東京都で資格取得した方は資格取得日)時点で実施

総所得金額等の合計が 下記に該当する世帯	軽減割合
43万円+(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円以下	7割
43万円+(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円+(29万5000円×被保険者の数)以下	5割
43万円+(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円+(54万5000円×被保険者の数)以下	2割

②所得割額の軽減

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」で算定。15万円以下の場合5割、20万円以下の場合2.5割を軽減

③被扶養者だった方の軽減

後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険など(国保・国保組合は除く)の被扶養者だった方

	加入から2年 を経過する月まで	加入から2年 を経過後
均等割額	5割軽減	軽減なし
所得割額	負担なし	

※低所得による均等割額の軽減に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先

●お薬手帳は1つにまとめて活用 薬は用量と用法を守って服用することが大切です。飲み合わせによっては、副作用を起こすことがあります。アレルギーなどの大切な情報はお薬手帳に必ず記載し、通院先や薬局ごとに作らず1つにまとめて各医療機関・薬局に提示してください。
保険年金課☎481-7566

副作用を起こすことがあります。アレルギーなどの大切な